

**重要!****対象:勤務税理士の方**

## 契約健診施設で受診され窓口にて人間ドック補助金を利用する方へ

これまで、組合の契約健診施設で受診された場合、被保険者証に記載された「（勤）」の表記により勤務税理士であることが確認できたため、補助金40,000円が差し引かれておりました。しかし、令和7年10月1日以降、マイナ保険証を使用して契約健診施設で受診される場合、勤務税理士であることが確認できなくなるため、医療機関での補助金の差引が困難になります。



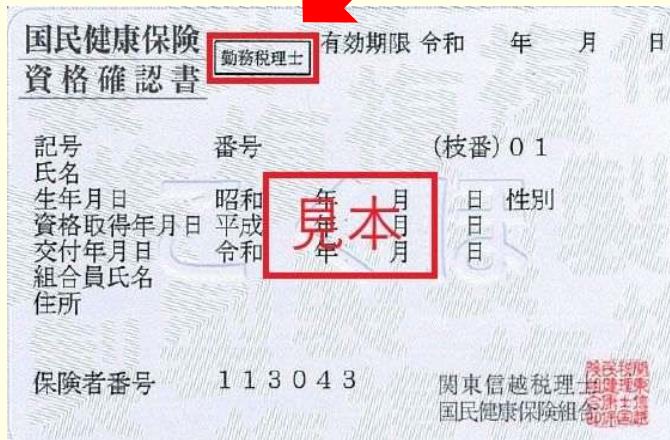
つきましては、大変お手数をおかけしますが、契約健診施設で受診される場合は、医療機関窓口にて必ず下記の書類をご提示くださいますようお願いいたします。

勤務税理士の方	当日ご提示いただくもの
マイナ保険証で受診の場合	<ul style="list-style-type: none"><li>マイナ保険証</li><li>資格情報通知書</li></ul> 必ず 2点
資格確認書で受診の場合	・資格確認書のみ

※誤って職員30,000円の補助金での差引となった場合は、医療機関からの請求書を確認後、組合から申請書を送付し、ご申請により、差額をお振込させていただきます。

# 資格確認書・資格情報通知書の表記について

## 資格確認書



## 資格情報通知書

資格情報通知書	
関東信越税理士国民健康保険組合 113043	
あなたにおまかせ。 関東信越税理士国民健康保険組合の資格情報を下記のとおり通知します。 のみで受診できません。	
証号	番号 (扶養) 0-1
氏名	
性別	
適用開始年月日	令和 年 月 日
交付年月日	令和 年 月 日
組合員氏名	
住所	

見本

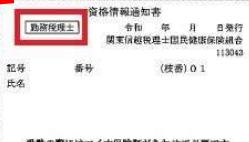
スマートフォンをお持ちの方は、マイナーポータルでログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

マイナーポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら



マイナ保険証の読み取りができる以外的な場合には、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の会員で提示するに受診いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の会員で提示することで受診いただけます)。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます。  
(この通知書のみで受診できません)



※現在、資格確認書を紛失した場合は、資格確認書等再交付申請書が必要になります。  
資格情報通知書を紛失した場合は、組合までご連絡ください。

## 契約健診施設の確認方法

2025年08月01日 重要なお知らせ 令和7年度所得調査（課税標準額算定）の実施について

2024年09月01日 重要なお知らせ 令和6年12月2日から現行の保険証は新たに発行されなくなります。

2025年10月10日 健康事務機関 健康通信「コクホットジャーナル」更新のお知らせ

2025年07月29日 重要なお知らせ 資格確認書・資格情報通知書の一斉交付完了について

支那国税へのお知らせ

2025年10月10日 健康通信「コクホットジャーナル」更新のお知らせ

2024年11月28日 令和6年12月2日以降の保険証の取り扱い等について

2022年01月14日 年金制度改正に関する手続きとQ&Aについて

2025年04月01日 特定健診に関する資料を更新しました

お問い合わせはこちら

税理士団体の健康通信

コクホットジャーナル

マイナンバー制度について

特定健診

特定保健指導

契約健診施設一覧

契約保養所一覧

がん対策推進企業アクション



契約健診施設で受診する時は、マイナ保険証と資格情報通知書を忘れずに持って行きましょう！

